

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、避難後に死亡した親族の納骨を平成27年5月に相馬市で行うために支出した、避難先からの交通費及び宿泊費のうち、事故と相当因果関係を有すると認められる部分について賠償された事例。

1161

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記申立人X2の損害項目（下表記載の期間等に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

	項目	期間等	金額
1	亡Aの納骨費用 (交通費)	自 平成27年5月26日 至 平成27年5月27日	8,800円
2	亡Aの納骨費用 (宿泊費)	平成27年5月27日付領収 書該当分	24,000円
	合計		32,800円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間等に限る。）についての和解金として、合計金3万2800円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間等に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年1月27日

(仲介委員 友納治夫)